

壱岐市公告第35号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7年12月12日

壱岐市長 篠原 一生



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林 別紙一覧のとおり
- 2 縦覧場所 壱岐市産業推進部農林課（壱岐市役所石田庁舎1階）
壱岐市のホームページ
(<https://www.city.iki.nagasaki.jp/soshiki/norinka/nogyo/shusekikeikaku.html>)
- 3 本公告により、壱岐市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上